

5-8 追加 不動産の税務

1 不動産の譲渡所得の計算

(2) 所得計算

譲渡所得 = 譲渡収入金額 (売却金額) - (取得費 + 譲渡費用)

- ・取得費 : 譲渡した資産の購入価額とその後の改良費から減価償却費相当額を差し引いたもの
取得費不明のケースや取得価額が少ないときは、概算取得費 (譲渡価額 × 5%) を取得費として引き算できます。
- ・譲渡費用 : 借家人を立ち退かせる際の立ち退き料、不動産業者に支払った仲介手数料など

赤字の個所を追加しました。